

開催要項

子ども・青年の未来に希望をはぐくむために
憲法・子どもの権利条約の息づく学校と社会を

2014合同教育研究全道集会

- ◇教育現場の現状や困難、
子育ての悩みを率直に語り合おう
- ◇子どもたちのいのちを輝かせ、
豊かな学力と人間性をはぐくむ教育を
- ◇憲法と子どもの権利条約を学び合い、
教育・学校・地域に生かそう
- ◇子どもの貧困と格差拡大を打開する道を探り、
すべての人が人間として大切にされる社会を
- ◇被災地の願いを大切に、子どもたちのいのちと
暮らしを守るため立場を超えてつながろう
- ◇戦争と核兵器に反対し、
子どもたちとともに平和の文化を広げよう

もくじ

2014年合研開催にあたって	2
運営要項	5
基調提案	9
分科会の研究課題・分科会役員	14
広告	26
日本国憲法（抜粋）・子どもの権利条約（抜粋）	35

憲法と教育の条理にたった教育とは何か、

到達と課題を共有し、今後を展望する議論を期待します

代表委員 國田昌男

1. 顕在化する「教育危機」

「学校が危ない」教育劣化は日本経済の大問題だ」と銘打って『週刊東洋経済』が9月に特集を組みました。(1)先生たちのSOS、(2)変容する学力格差、(3)教育改革の光と影、の3部構成で、現在の学校がかかえる問題を俯瞰しているといえます。「燃え尽きる先生」「ブラック化する職場」「多忙と疲労の果てに」というルポで、「教員環境の国際比較(TALIS)」を引きながら教員の長時間労働と満足度の低さを紹介しながら、教員の「成長願望」を潰している非正規雇用問題、短期日のうちの「成果」を求める職場の様子が紹介され、疲弊した教師像が描かれています。その背景として貧困が招く「学力格差」が指摘され、貧困手前のサインを見つけ学校が地域と連携し支援する実践が紹介されています。「教育再生は経済再生と並ぶ日本の最重要課題であり、安倍政権にとっても最重要課題だ」という首相の「アベドユケーション」は「世界のトップレベルの学力と規範意識」を目標に

教育界をIT産業等の稼ぎ場にしつつ「全国一斉学力テスト」で子どもや学校を競わせ、同時に「偏向教育・自虐史観の是正」をかかげ「道徳教育の強化」「伝統の尊重」「領土教育」などで「美しい日本」を目指し、現場へ大きな圧力がかかっていることを指摘しています。また、橋下大阪市長による教育「私有化」について、面従腹背の現場での組織的抵抗も取り上げ、「教育危機」が政治課題になっていることも紹介しています。

詰まるところ、描いているのは、新自由主義と新国家主義による教育「統制」の加害と被害です。

2. 「教育の条理」を蔑ろにする選別強化策

第2期教育振興基本計画は、今後の教育内容と予算付けの方向性を示しています。いわゆる「ヒト・モノ・カネ」を支配することで「教育再生」を実現すべく、昨年、閣議決定されました。「グローバル人材」

育成に財政投資する傍ら、自助・共助を求める姿勢は、教育の機会均等の理念を実現すべき教育行政の本旨から外れていると指摘せざるを得ません。

本道にあつては、スーパーグローバルハイスクールに中高一貫校3校を指定し、英語教育を充実させる目的で外部人材の活用、海外研修などに長期に「投資」することにあります。また、高校を進路目的別で「格付け」するABCモデルを推進校・協力校で構成し、A（アドバンスト）モデル校の1年生120人を、難関大学入試突破を目的とする勉強合宿に公費で参加させています。

一方で、道立高校はこの10年で35校が廃校となり、地域では子どもの学習権が侵害される事態に直面しています。道教委「新たな高校教育に関する指針」（以下、「指針」）は1学年4〜8学級を「望ましい学級規模」とし、それ以下は統廃合の対象としてきたからです。いま、小規模な道立高校を抱える自治体は高校に通う子どもへの修学支援を充実させていますが、言い換えれば、道立高校存続を近隣自治体間で競わせていることとなります。また、本年4月から導入された「高校修学支援金」制度はこれまでの授業料無償化策に所得制限を導入し年910万円を超える世帯から授業料を徴収することとしました。しかし、それ以下の所得世帯であっても手続きの煩雑さ等から申請をせず、徴収されている家庭もありますし、定時制や通信制では卒業に必要な単位ぎりぎりの支援にとどまっており、卒業までを保障する制度ではありません。この制度変更で新たに非課税世帯には奨学給付金制度が設けられましたが、子どもの貧困率の増大を考慮すれば不十分さは言わずがなです。

教育行政は「人種、信条、性別、社会的身分、経済的状况又は門地

によって、教育上差別されない」環境を整備すべき本旨を投げ出し、新自由主義的発想による生き残り競争を煽っています。小中学校を対象とした「全国一斉学力テスト」も同様の構図で子どもと学校を全国的に競わせ、「投資」対象か否かを早期選別する装置に他なりません。

この春の入学式での「君が代」斉唱について、道教委は昨年度より改善されている旨、公表しています。昨年の入学式で「君が代」が十分に歌えていないのは小学校2割、中学校4割、高校6割だったが、それが今年では半減したという内容です。小学校音楽の学習指導要領にある「国歌『君が代』は、いずれの学年においても歌えるよう指導すること」を根拠に、昨年、小学校音楽の授業を指導主事や教育指導監が「監督」した効果ともいえます。また、中学・高校では「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」との記述から、入学式で「君が代」の歌詞が配布されました。さらに7月15日、参議院予算委員会 で自民党議員が「集団的自衛権」解釈変更の閣議決定について質問し、下村文科大臣から「仮に個人的な考え方や一方的な主義主張による不適切な事案であれば、文科省としても必要に応じて教育委員会を通じ指導し、学習指導要領に基づく適切な教育が行われるよう取り組む」との回答を得たことを利用し、道議会でも、道立高校での弁護士との憲法コラボ授業について質問し、道教育長に「閣議決定についての説明が十分でない中で、生徒に誤解を与えかねない説明が一部あり」「配慮が十分でなかった旨の認識であり」（校長が）「事前の授業内容の確認などについては、行っていないかった」として、「対応を検討している」「指導して参る」と答えさせています。

これらは、いずれも道議会議員が教育委員会に自らの主張を認めさせ

せ、その方向に教育を導くことをねらった、教育への政治介入に他なりません。「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり」とした現行教育基本法（2006年）にさえも反しており、高校授業についての質問は同法「政治教育」の項にも背くものです。こうした政治主導の教育を行いやすくなったのが、教育委員会制度を変更した地方教育行政法の改悪（2014年6月）です。

3. 教育「介入」に断固立ち向かう共同の広がり

こうした動きに対し、「子どもの思想・良心の自由を守ろう！緊急市民集会」（1月、札幌市、約100人）、元道立高校長7人による「教え子を再び戦場に送るな」を今こそ」の呼びかけなど、教育の国家統制を許さない連帯が広がっています。新日本婦人の会など民主団体や教育関係以外の労働組合でも「教育問題」を学習する機会を意識的に設け、教育の「いま」と展望を議論しています。

ゆきとどいた教育をすすめる北海道連絡会は7月以降、精力的に道内自治体と懇談・要請を重ね、その数は短期日にも関わらず80に迫っています。首長や教育長は、教育委員会制度改悪に対し「今まで同様、子どもや学校、地域の声を聞きながら、合議を大切にされた教育行政に努める」との回答が圧倒的ですし、子どもの学習権の保障、とりわけ高校教育の保障について道教委「指針」の見直しに言及するとともに、「学テ」結果公表についても慎重です。こうした声は市長会や町村長会にも反映され、道や国にも届けられています。「地域の子どもは地域で育てる」ことの必要性は、地域の活性化の視点からも論を待ちません。こうした声の集約と広がりがいま求められるのは、政権の横暴

さに照らせば必然と言えます。

いま、政権はその短命さを象徴するかのよう暴走に次ぐ暴走を続けています。集団的自衛権の閣議決定による行使容認はもとより、川内原発の再稼働容認、TPP交渉、沖縄基地の恒久化・オスプレイ配備、「生涯ハケン」化による雇用の更なる流動化、消費税増税などは、国が行く末を左右する大きな問題ですが、国民意見を蔑ろにしたまますすめられています。こうした課題と教育をめぐる課題は、憲法の理念を现实生活にどのように生かすかという面で共通しています。次代を担う子どもたちが憲法と子どもの権利条約が生きる環境で教育を受けられるよう、多くの市民と手を携えることが急務です。今年子ども権利条約を日本政府が批准して20年ですが、その理念を浸透させるよう学習と働きかけがさらに必要になっています。

今集会では、子どもをめぐる課題が共有され、その課題が一つでも解決に向かうよう展望を語る事が何より求められます。学ぶことを個人の栄達を求める手段としてではなく、他者との共同を軸にした国民的教養として身につける方向性を目指し、大いに議論が広がることを期待して開催にあたってのあいさつといたします。



運営要項

一・基本目標

平和を守り、真実をつらぬく民主教育の確立をめざして

二・名称

2014合同教育研究全道集会

三・主催

2014合同教育研究全道集会実行委員会

四・実行委員会加盟団体及び役員

(一) 2014合同教育研究全道集会実行委員会加盟団体(46団体)

全大教北海道 道私教組 道教組 道高教組 札幌保育労働組合 福祉
保育労組北海道地方本部 建交労北海道本部 建交労札幌学童保育支部
勤医労 札幌市学童保育連絡協議会 新婦人北海道本部 共同映画社 道
労働者学習協議会 自由法曹団 憲法会議 道平和委員会 キリスト者平
和の会 子どもと教育・文化道民の会 北海道子どもセンター 道民間教
育団体連絡協議会 日本国民救援会北海道本部 北海道高等学校退職教職
員の会 北海道新英語教育研究会 高校国語サークル AALA連帯委員

会 日中友好協会 障道協 札幌郷土を掘る会 北海道合唱団 出版労連札幌
地協 劇団さつばろ 北海道労働組合総連合 札幌地区労連 道医労連 高校
センター教育研究所 全障研北海道 ウィルタ協会 札幌保育連絡会 トボス
全北海道退職教職員の会 少数民族懇談会 北海道フリースクール等ネット
ワーク 日本民主青年同盟北海道委員会 安保破棄北海道実行委員会 働く人
びとのいのちと健康をまもる道センター 北海道機関紙協会

(二) 代表委員

姉崎 洋一(全大教北海道)
内田 信也(自由法曹団)

國田 昌男(道高教組中央執行委員長)
西野 誠(全北海道教職員組合執行委員長)

(三) 世話人

姉崎 洋一(北海道大学)
上原 慎一(北海道大学)

須田 勝彦(元北海道大学)
馬場 雅史(札幌南陵高校)

富田 充保(札幌学院大学)
二通 諭(札幌学院大学)

(四) 事務局

事務局長 関原 文明(道高教組)
事務局次長 新保 裕(道教組)
事務局員 飯塚 正樹(道高教組)
北村 亮一(道高教組)

大島 雅明(全大教北海道)

亀谷 学(道高教組)

近藤 優子(道高教組)
平岡 恵子(道高教組)
佐々木 瑛(道高教組)

柳 憲一(北海道子どもセンター)
山内 雅(道民の会)

五・開催日

2014年11月8日(土)・9日(日)

六・開催会場

テーマ討論
分科会
教育の夕べ

札幌学院大学
札幌学院大学
札幌学院大学SGUホール

江別市文京台11

七・集会の日程

	11/8	11/9
9:00	受付開始	受付開始
9:30		
9:45		
	テーマ討論	分科会
12:00		
12:15		昼食
13:00	昼食	運営 委員会 共同研究者・ 司会者会議
13:15		
13:30		分科会
	分科会	
15:00		
16:15		
16:35	教育の夕べ ・挨拶 ・記念講演	
18:30		

八・分科会

- 第一分科会 国語教育
- 第二分科会 外国語教育
- 第三分科会 社会科教育
- 第四分科会 数学教育
- 第五分科会 理科教育

- 第六分科会 美術教育
- 第七分科会 書教育
- 第八分科会 音楽教育
- 第九分科会 技術・職業教育
- 第十分科会 家庭科教育
- 第十一分科会 保健・体育教育
- 第十二分科会 総合学習・生活科
- 第十三分科会 教育課程と子どもの学力・評価
- 第十四分科会 学校と家庭の生活指導
- 第十五分科会 教育条件確立の運動
- 第十六分科会 子ども、父母参加の学校づくり
- 第十七分科会 地域における子育て・学習運動
- 第十八分科会 地域と学校の文化・スポーツ活動
- 第十九分科会 国民のための大学づくり
- 第二〇分科会 障害児・障害者の教育と福祉
- 第二一分科会 環境・公害と教育
- 第二二分科会 平和・憲法、人権・民族と教育
- 第二三分科会 子ども・青年の発達と教育
- 第二四分科会 不登校・登校拒否・高校中退

九・教育の夕べ

(1)開会集会

主催者あいさつ 姉崎 洋一 代表委員
講師紹介 関原 文明 事務局長

(2)記念講演

「憲法改悪と安倍『教育再生』にどう立ち向かうか」

講師：中嶋 哲彦 さん(名古屋大学大学院教授)

【講師紹介】

1955年名古屋生まれ。名古屋大学大学院教授。専攻は教育行政学および教育法学。全国大学高専教職員組合中央執行委員長。なくそうこともの貧困

全国ネットワーク世話人。2007年に実施された全国学力テストにおいて、愛知県犬山市が「競争によって学力向上を図ろうとする考え方は、豊かな人間関係のなかで人格形成と学力の保障に努めてきた犬山の教育理念と相いれない」と不参加を決めた際の教育委員の一人。著書に犬山教育委員会編「全国学力テスト、参加しません」（明石書店）『改定教育基本法どう読み どう向きあうか』（かもがわ出版）『教育の自由と自治の破壊は許しません。―大阪の「教育改革」を超え、どの子も排除しない教育をつくる』（かもがわブックスレット）、『教育委員会は不要なのか―あるべき改革を考える』（岩波ブックスレット）など。

十・テーマ討論

(1) 「暮らしの中の憲法」を広げるために

安倍政権のもと、特定秘密保護法や集団的自衛権閣議決定が国民不在のまま進行し、憲法をめぐる危機的状況が進行しています。しかし一方で、危機的な状況を反映して、国民とりわけ若者のなかに日本国憲法への関心が高まり、憲法について学習をすすめる、あらためて日本国憲法を捉え直し、積極的意義を見つけ出そうとする動きが広がっているのも事実です。暮らしの中で、憲法を自分に引き寄せて考え行動し、さまざまな困難に直面するなかで憲法を自分のこととして捉えようとする動きが、さまざまな局面で展開されています。このテーマ討論では、参加者一人ひとりの憲法に対する思い入れや取り組みを交流し、危機的ともいえる政治状況に抗して、国民一人ひとりが暮らしの中で憲法を守り活かす運動の一助にしたいと思います。

- ◇コーディネーター 池田 賢太（自由法曹団 合同法律事務所所属）
- ◇パネラー 奥野 愛（札幌養護学校 高教組）
- 菊地 有理（北海道合同法律事務所 自由法曹団）
- 芦崎 祥美（北海道合同法律事務所 自由法曹団）

(2) 「若者の進路と社会」

働く、学ぶ、つながる、生きる

差別や格差を当たり前のように言う新自由主義の経済論が「社会観」として日本社会に広く定着し、「誰かが勝てば誰かが負ける」排除社会の構造が若者たちを支配しています。

「キャリア教育」「権利学習」「進路指導」の推進強化が言われるなか、若者たちに求められているのはどういう学びか？「生きる権利」としての権利教育とは？若者たち自身の成長、連帯を支えるどんな「支援」「体験」をこの社会は準備できるのか？学校、保護者、若者それぞれの立場からのレポートをもとに「進路」「就労」について考え、いま求められる「学び」を語り合います。

- ◇コーディネーター 上原 慎一（北海道大学）
- 吉田 圭子（札幌市立新川西中学校）
- 大井川政典（札幌清田高校PTA会長）
- 鈴木 一（札幌地域労組）
- 学生ユニオン

(3) 安心して「たすけて！」といえる子ども・保護者・教職員・住民の関わりあいをめざして

低賃金・長時間労働・不安定雇用の中、保護者の生活破壊が進んでいます。子どもを慈しむ育てることを自己責任だと追い詰め、「たすけて！」と声を出すことは許されないのだという風潮が広がっています。子育て家庭の閉塞が子どもを直撃しています。教育の場では多忙で、子どもと遊んだりしゃべったりすることがままならなくなり、夜遅くなってやっとな、子ども学級・授業について同僚と語り合えたという悲鳴が広がっています。一方で、健気に生きている子どもたちに寄り添い手をさしのべている大人たちのがんばりが広がってきています。子どもをまんに、保護者、住民、教育関係者、教育・福祉行政などが手を携え、関わりを深め、子ども・保護者などが安心して「たすけて！」といえる関係づくりの努力がすすめられています。子どもと子どもを取り巻く大人たちの困難に寄り添い支えあおうとする取り組みを語り合い、一歩踏み出すちか

らを醸成しましょう。

◇コーディネーター 谷 光・柳 憲一（北海道子どもセンター）

◇パネラー 柴野 邦子（光星はとポッポ保育園）

土屋 亜紀（光星はとポッポ保育園親の会）

熱海 早苗（稚内市教育相談所SSW）

末村 哉子（豊富小学校）

細川久美子（道生連副会長）

宮崎砂和子（新・人間裁判原告）

(4) 教職員で支え合い、子どもたちの学ぶ喜び、豊かな学びをめざして

「日本の先生は世界一多忙」と報道されるほど厳しい状況があります。また、学力テスト体制で、学ぶ喜びよりも全国平均との比較が最優先になり、教師・子ども・保護者が競争教育に追い込まれています。子どもたちは、「もっと楽しい学校になってほしい」、教師は「授業準備の時間、子どもとのふれあう自由な時間がほしい」「授業をもっと工夫したい」と願っています。その願いに応える教育実践、それを支える学校・教職員の共同が求められています。多忙化、競争教育の厳しい状況の中でも、地域と結びついている実践、教職員を支える職場づくり、子どもたちの意欲を引きだし、豊かな学びをめざした授業改善の実践が行われています。小・中・高の教師から話題を提供していただき、参加者と打開の方向性を探りながら交流していきたいと願っています。

◇コーディネーター 新保 裕（道教組）

◇パネラー 越前 秀一（江差小学校）

古川 正史（礼文町香深中学校）

能登 啓児（えりも高校）

(5) 学校、地域で「アイヌ民族」を学ぶ

アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を目的とする「アイヌ文化振興法」が成立してから17年経ちました。また、「国連先住民族の権利宣言」から7年。

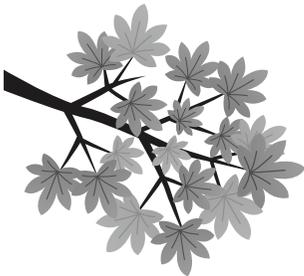
教育の現場では、どんな実践が展開しているのでしょうか。道内の市町村では、副教材の作り直しも進んでいるようです。この時代にアイヌ民族に関する授業を受けた若い世代にどのようなアイヌ像、歴史像が形成されているのでしょうか。新しく編集された各地の副教材の報告と分析を柱に、学生・若者をゲストに招いて教育体験を率直に語ってもらいながら、アイヌに関する授業の新たな展望を探ります。教育現場からの声も大歓迎。

◇司会 滝澤 正（北海道歴教協）

◇コーディネーター 清水 裕二（少数民族懇談会）

◇報告 原島 則夫（ほっかい新報）

◇パネラー 北海道大学教育学部、札幌大学、苫小牧駒澤大学 学生など



2014合同教育研究全道集会

基 調 提 案

事 務 局

1 教育の場で自由と人間の尊厳を大切にするために、教育現場の現状や困難、子育ての悩みについて率直に語り合いましょう

2 憲法と子どもの権利条約に立脚した教育について語り合いましょう

3 子どもたちの社会的自立、若者の労働条件改善への道について語り合いましょう

4 憲法を学び直し、子どもとともに平和の文化を創造するとりくみについて語り合いましょう

1 教育の場で自由と人間の尊厳を大切に するために、教育現場の現状や困 難、子育ての悩みについて率直に語 り合いました。

安倍政権が大企業・金持ち優遇の経済政策を進める一方で、新自由主義の経済政策のもと、社会全体の貧困化が進行し、子どもたちにも深刻な現実をもたらしています。子どもの貧困率は2013年調査(厚生労働省)で16・3%と、6人に1人の子どもが貧困状態に陥る過去最悪の事態となっています。一人親世帯でいえば54・6%で、母子世帯の84・8%が「生活が苦しい」と答えています。進学を断念したり、修学旅行や部活動に参加できない、3食を満足に食べられない、必要な医療を受けられないといった例もあります。2012年度に学生が大学や短大を中退した理由では経済的理由が20・4%と最も多くなっています(文部科学省調査)。子ども・青年たちを取り巻く現状はどうなっているのか。貧困・格差・困難をリアルにつかみ、保護者、地域住民とともに食い止め、打開する実践を語り合いました。

虐待を受けている疑いがあるとして、警察が児童相談所に通告した子どもの数は6月までで1万3037人と過去最多となりました。法務省は7月、全国の法務局と市区町村に「無戸籍」者の実態把握に努めるとともに、戸籍取得の手続きを取るよう促すことを求める通知を出すなど、未就学者の実態もクローズアップされるようになりました。3月にはインターネットの仲介サイトを通じてベビーシッターに預けた2歳の男児が遺体で発見された事件が全国に衝撃を及ぼしました。子どもの最善の利益を踏まえ、事件が浮き彫りにした課題や保育の現状、母子・父子家庭に育つ子どもたちや子どもの虐待の実態など、子育て家庭をめぐる困難と希望を本音で語り合います。また社会がどのようなサポートができるのか。保護者・地域の教育、子育てネットワークづくりと学校の役割について交流しましょう。

学校現場での息苦しさや指摘されるようになって久しく、マネジメントの原理を学校現場へ浸透させ、上からおりてくることに疑問を持たずに職務をこなせとの圧力が強まっています。学習指導要領準拠や「ブレのない指導」など同調性を求める傾向が強まり、自由と創意に満ちた教育実践に取り組む風潮は出しづらくなりました。学校に対する保護者や地域社会の視線にも「寛容」さが少なくなりました。子どもたちは、LINEなどSNSでのコミュニケーションに一喜一憂し、人間関係での緊張と気遣いでヘトヘトになり、自分らしく振る舞うことに躊躇し、同調圧力に押しつぶされそうになっているとの指摘もあります。地域や学校で子どもの抱えている息苦しさや目を向け、教育現場における登校拒否、不登校、自殺、非行、いじめ、体罰の問題など、子どもたちの抱える心と人権の問題についてともに考えましょう。

2014年4月の高校入学生から「高校無償化」が廃止されて、授業料徴収が復活しました。就学支援金の受給には所得証明の提出が義務付けられているため、受給資格のある生徒の支給もれ問題などがおこっています。また日本学生支援機構を利用し奨学金を受ける人は年々増加し、学生の半数近くにのぼっています。日本の公的奨学金はすべて貸与制で、その返済に多くの若者が苦しめられています。しかし、教育にかかわる公財政支出は削減され続け、OECD諸国の中では最低のGDP費3・8%とOECD諸国平均より1・8%も低くなっています。誰もが税金の心配なく学べ、自らの能力を花開かせるための教育が保障される社会を実現するために力を合わせるとともに、子どもたちの成長・発達を支える教育について考えましょう。

(キーワード)

- ・ 貧困、格差、虐待、未就学児童
- ・ 母子父子家庭に育つ子どもたち
- ・ いじめ、登校拒否、不登校、自殺、体罰
- ・ 学校・職場の息苦しさ
- ・ 日本の教育費の現状
- ・ 奨学金問題、高校授業料

2 憲法と子どもの権利条約に立脚した教育について語り合ひましょう

今年はその子どもの権利条約批准から20年です。子どもの意見を学校づくりなどに反映させるさまざまな取り組みが広がっています。高校などでは、生徒・保護者・地域住民・教職員による協議会を設け、校則や授業など「どんな学校をつくるか」「どんな地域をつくるか」を話し合い、実践されてきています。一方「日本を取り戻す」と再登場した安倍内閣は「教育再生」を重点政策に掲げ、新自由主義的な競争主義・成果主義の教育の推進、全国一斉学力テスト、高校での達成度テスト導入の検討、教科書検定基準の見直し、道徳教育の徹底、学校体系の複線化など教育内容の国家統制を強めています。子ども・若者の成長・発達を脅かす攻撃と本質を語り合ひましょう。

8月、全国学力・学習状況調査(全国学テ)の結果が公表されました。「地域格差が縮小」などと報じられましたが、学校現場では「過去問の練習で点数をあげることに意味があるのか」などたくさんの疑問が出されています。「子どもに無為な時間を過ごさせるな」と土曜授業を行う学校が増えています。子どもの発達に「無為な時間」がいらないのでしょうか。学校週5日制のていねいな総括とともに、子どもたちにとって土曜授業はどのような意味をもたらすのかを考えてみましょう。教職員は多忙化の中、子どもと触れ合う時間を奪われ、子どもも学校・教職員も保護者も地域も学力テストの平均点で競わされています。学校・家庭・地域社会のネットワークづくりの豊かな取り組みを交流し、「豊かな学び」「確かな学び」そして「人格の完成を目指す」とは何かを考え、問い直してみましよう。

障害児学級・学校在籍者が増加しています。背景には、障害のある子どもに専門的な教育を受けさせたいという保護者の願い、発達障害などのある子どもたちが厳しい競争主義的、能力主義の中で教室に居場所を失い障害児学級・学校に行かざるを得ない面もあります。インクルーシブ教育を教育全体の課題とし障害児学級・学校の条件整備をすすめる取り組みや、子どもたちが豊かな日々を過ごし温かなまなざ

しの中で将来への希望を持てるよう支える取り組みなどについて考えましよう。

東電福島原発事故から3年半。飛び散った放射性物質の汚染などによって暮らしを脅かされ、住み慣れたふるさとを追われた住民はまだまだに十数万人に上ります。今年8月、福島県いわき市から札幌に小学生の男の子と2人で避難してきたというお母さんは、「むこうでは除染が進まず、もう我慢が出来なくて避難してきました。こうやって芝生にも触れるのも嬉しいです」と話しています。「教師として・母親として、子育てに関わってきた経験や専門性を生かして、学習や生活・子育て上の悩みが少しでも軽減できるようにしよう」支援が続いています。

教育委員会改悪法が成立しました。現職の教育委員はじめ、教育関係者から立場を超えた反対や危惧する声が上がっています。オホーツク管内のある教育長さんは「うちの小学校でも統合の話が出るが、子どもたちの成長ぶりを町民に見える形で教育をおこなっていけば、学校存続の声が必ずでてくる。今、住民主体の教育委員会制度に変えるチャンスでもある。住民が豊かに暮らせるよう、何を大切に教育を行わなければならないか、住民の声を直接聞くことができる教育委員がカギとなるのでは」と言います。子ども・保護者・地域住民・教職員の現場感覚と思いを紡ぐことで、豊かで多様な教育が展開します。「管理競争」と「自己責任」を基調とした新自由主義的な「教育再生」に抗する教育について考え合ひましよう。

(キーワード)

- ・安倍「教育再生」(全国学テ、達成度テスト、教科書検定、土曜授業、道徳教育等)
- ・教育・教員の多忙化
- ・「豊かな学び」「確かな学び」
- ・障害児教育の現状
- ・インクルーシブ教育
- ・福島原発事故
- ・教育委員会制度と共同の取り組み

3 子どもたちの社会的自立、若者の労働条件改善への道について語り合い

ましよう

若年層の完全失業率の高さ、非正規雇用者の占める割合の高さと増加、若年無業者の問題、新規学卒者の早期離職の多さなどが社会問題となつていきます。これは自公政権が労働法制の規制緩和と改悪をおしすすめた結果です。極めて深刻な状況で推移する高校生の就職をめぐる状況、安定的な雇用が得にくい女性就業者の状況、「障害者の雇用等の促進に関する法律」による義務付けがありながら依然として厳しい状況にある障害者の雇用問題など、課題は山積しています。学校教育において、子どもたちを「人材」ととらえ、「一部のエリートと多数の従順な労働者」に分けするという人間観・教育観に立つことは、若者に「発達のゆがみ」をもたらすことになり、自立した社会人を育てる上で障害となります。すべての子どもたちが自らの社会生活や職業生活の主人公になれるよう、その成長と発達を保障するためにどうしたらよいかを考えましよう。

北海道の最低賃金（時給）が14円引き上げられ、748円となりました。北海道では最低賃金が道内の生活保護費の支給水準を11円下回るという「逆転現象」が、政府試算ではようやく解消された形です。しかし1日8時間、月25日働いても14万9600円にしかなりません。これではとても暮らしていけず、異常な長時間労働や「ワーキングプア」（働く貧困層）増大などを生み出しています。また、賃金の安いパートや派遣の労働者など非正規雇用が増えており総務省の労働力調査でも、非正規は1年前に比べ全国で30万人増えており、全体の4割近くを占めます。若者の労働実態や非正規雇用の現状について語り合いましよう。

パワハラ、セクハラ、残業代未払い、長時間労働、派遣差別など、日本の労働環境は悪化の一途をたどっています。「ブラック企業大賞2014」に選ばれたヤマダ電機、居酒屋チェーン店など9社のうち、

5社で従業員の過労死が起きています。また牛丼チェーン「すき家」が、人手不足などで店舗の一時休業や時間帯休業を行って話題となりました。「すき家」のアルバイト店員たちが加入する首都圏青年ユニオンは店員の時給アップと1人勤務体制の解消、休業中の賃金補償を要求し、その声が会社を動かし職場は徐々に改善されています。北海道でも共に助け合い、支えあうための共同体として札幌学生ユニオンが発足したことは注目であり、組合主催の教員採用学習会には、例年になく電話での問い合わせや参加者の組合加入がみられます。全国非正規雇用労働者に勇気を与えるとりくみに学び、若者が立ち上がってこそ未来があるということを確認しあいましよう。

上向いてきている求人・求職状況ですが、量的な厳しさは多少改善されているものの、質的な厳しさはさらに増しており、多くの若年者が新卒段階で働く場を見つけないに困難を感じ、正社員をあきらめて非正規雇用として就職せざるを得ない状況が生じています。そのような中、いわゆる「キャリア教育」が急速にすすめられています。「即戦力になる人材の育成」という経済界の動きと連動し、ブラックな職場自体を改善するのではなく、「若者の側」をテコ入れることで問題を隠そうとしていることに大きな問題があります。キャリア教育では徹底的な「自己分析」をさせるので、若者たちは「内定が取れないのは自分のせい」と思ってしまう。充実した学校生活を送りながら社会性を養い、働くルールを含めてライフキャリア全体を考える教育が求められます。子ども・青年の社会的自立のための教育的な支援のあり方について、学習と実践交流を深めましよう。

（キーワード）

- ・ 若者の労働実態
- ・ ワーキングプア、非正規雇用
- ・ ブラック企業、ブラックアルバイト
- ・ キャリア教育、就労支援の施策
- ・ 労働条件改善に向けての運動
- ・ 学校での労働教育

4 憲法を学び直し、子どもとともに平

和の文化を創造するとりくみについ

て語り合ひましょう

安倍内閣は7月、国民多数の反対の声に背いて、集団的自衛権行使容認の閣議決定を強行しました。特定秘密保護法の可決、国家安全保障会議の創設、オスプレイの訓練拡大、武器輸出三原則の撤廃など、強権的に「海外で戦争する国」づくりを推進し、今後も日米防衛協力の指針改定、集団的自衛権関連法の制定を狙っています。沖縄では県民の8割が辺野古新基地建設に反対し、県知事選にむけて「新基地建設ノー」を掲げる「オール沖縄」のたたかいが広がっています。全国の地方議会では集団的自衛権行使容認に反対する意見書の可決が相次ぎ北海道では55議会に達しています。6月に札幌で開催された「戦争をさせない北海道大集会」には5500人が結集し、道内の弁護士や高校教員による憲法出前授業、憲法カフェなどの学習活動も広がっています。ウクライナ問題、シリア内戦と「イスラム国」問題、イスラエルのガザ攻撃など世界各地で紛争と対立が広がる今こそ、武力によらない日本の平和外交が堅持されるべきです。憲法9条が戦後最大の危機を迎えるなか、「戦争する国」づくりを許さない職場・地域の共同の取り組み、学校や地域での主権者教育・憲法学習について語り合ひましょう。

核兵器廃絶にむけ今年の原水爆禁止世界大会へのメッセージで国連の潘基文（パンギムン）事務総長は、「多くの政府が核兵器使用のもたらす壊滅的な人道的影響に危機感を持つようになったのは、被爆者の尽力のおかげ」と述べました。「核抑止論」に固執する日本政府の姿勢を転換させ核兵器のない世界への道を前進させるために、被爆国・日本の草の根の運動がますます重要です。福島第一原発事故から3年半、原発事故の収束と被災者・避難者の生活再建の見通しが立たないなか、安倍政権は原発を「重要なベースロード電源」と位置づけました。国民の「原発ゼロ」への願いを踏みにじり、原発の再稼働と海外輸出に躍起になっています。そうした中、大飯原発差し止め訴訟

の福井地裁判決、原発事故と自死の因果関係を認めた福島地裁判決は、「人類と原発は共存できない」と明確に断じました。核兵器も原発もない世界をめざす地域の運動、職場のとりくみ、学校での教育実践を語り学び合ひましょう。

日本軍「慰安婦」に関する朝日新聞の「吉田証言」取り消しを機に、右派メディアと「靖国」派による「河野談話」否定論が勢いを増しています。「慰安婦」報道にかかわった元朝日新聞記者や家族、非常勤講師として勤務している北星学園大学にも卑劣な脅迫が続いています。「攻撃は民主主義へのテロ」とし教育の自由と民主主義を守るため、立場を越えて支援の輪が広がっています。8月に札幌市議会議員が「アイヌ民族なんて、いまはもういない」と発言し、多くの批判が寄せられました。また、東京や大阪などで在日韓国・朝鮮人に対するヘイトスピーチ（憎悪表現）が問題となり、多くの市民がレイシズム・排外主義に反対し行動に立ち上がりました。国連の人種差別撤廃委員会と自由権規約委員会も、日本政府にヘイトスピーチに対する法規制を勧告しています。

歴史の事実を直視しない反知性主義、歴史を歪曲・偽造する歴史修正主義を許さず、真の歴史を国民の共通認識にするために、草の根の市民運動、メディア、学校教育の果たす役割がますます重要になっています。授業や総合的な学習の時間だけでなく、学習発表会・学校祭や修学旅行などとりくまれてきている平和学習・憲法学習の実践を交流し合い、子どもとともに平和の文化を創造する意義を確認し合ひましょう。

〈キーワード〉

- ・「海外で戦争する国」づくり
- ・辺野古新基地建設
- ・中東情勢
- ・核兵器廃絶、原発、福島
- ・日本軍「従軍慰安婦」
- ・アイヌ、民族差別、ヘイトスピーチ

分科会の研究課題・分科会役員

第一分科会 国語教育

研究課題

- (1) 国語教育の現状と中心課題
 - ① 子どもの学力の実態と国語教育の現状
 - ② 改訂習指導要領・道徳教育の強制など教科書の問題点と教育課程づくり・自主教材の内容充実
 - ③ 研究の組織化と日常のとりくみ
- (2) 日本語教育―小・中・高の関連を明確にして
 - ① 日本語の基礎（音声・文字・語彙・文法・漢字漢語教育など）をどう教えるか
 - ② 子どもの日本語の学力問題
- (3) 言語活動教育
 - ① 読み方教育・文学教育（文学的文章・現代文学・古典文学・説明的文学・評論教材）の内容と指導法
 - ② 作文・つづり方教育（韻文・小論文などを含む）
 - ③ 自主教材の発掘・研究（憲法の教育・平和教育・北海道の文学）

(4) 読み聞かせ・読書活動

共同研究者 荒木 美智雄（長沼高校） 馬場 雅史（札幌南陵高校） 武田 克伸（東海大札幌）
司 会 者 河野 晃（北見支援学校） 熊木 啓二（有朋高校） 斉藤 鉄也（厚岸町太田小学校）
市 来 健（江差小学校）

第二分科会 外国語教育

研究課題

- (1) 外国語教育の現状と課題―生徒の学力の実態・外国語教育の現状と今後をとらえ、実践と研究を明らかにする
 - ① 外国語教育の目的と全体構造を明らかにする
 - ② 新学習指導要領の問題点を実践的・理論的に明らかにする
 - ③ 評価方法と課題を明らかにする
- (2) 外国語教育の内容と方法
 - ① 言語体系（音声・文字・語彙・文法）の教育内容と方法を明らかにする

第三分科会 社会科学教育

研究課題

- ② 言語活動（音声コミュニケーションと文字コミュニケーション）の教育内容と方法を明らかにする
- ③ 取り上げる材料の選定・掘り起こしを行い、その指導過程を明らかにする
共同研究者 鈴木 史朗（元教育大釧路校） 犬上 達也（南富良野中学校）
司 会 者 今野 量介（えりも高校） 菅野 信一（厚沢部町鶉中学校）

(1) 社会科学教育を取り巻く現状と課題

- ① 改訂学習指導要領と教科書検定・採択
 - ② 東日本大震災と原発事故・放射能汚染が投げかける社会の諸問題
 - ③ 改憲と今問われる私たちの歴史認識
 - ④ 道徳教育の導入
- (2) 子どもたちとともに考え、悩み、未来への希望を大きくむ社会科学教育をどのようにつくるか―その目的・内容・方法を探る
 - ① 地域学習は何をめざすべきなのか、その可能性を探る
 - ② 過去の事実を正確に知り、平和な未来を希求するための社会科・歴史教育のありかた
 - ③ 日本国憲法を学び、それを生かし、使う社会科・公民科教育とは
 - ④ 北海道の子どもたちに必要な社会科・地歴科・公民科教育課程の編成のありかた―全体構造の模索―
共同研究者 伊藤 雅康（札幌学院大学） 山本 政俊（足寄高校） 平井 敦子（北海道歴史協）
前田 輪音（教育大札幌校） 山川 功（釧路市鳥取西小学校）
司 会 者 買手 郁史（せたな町北檜山小学校） 藤田 省吾（戸井高校） 角谷 悦章（帯広緑陽高校）

第四分科会 数学教育

研究課題

- (1) 「数学は本当におもしろいんだなあ」という気持ちにさせるにはどうしたらよいか
楽しみながら、数学の世界が見える教材にはどんなものがあるか
- (2) 子ども学習意欲をより上げる数学教育とはどんなものがあるか
共同研究者 須田 勝彦（元北海道大学） 真鍋 和弘（札幌英藍高校） 吉田 陽一（札幌市平岡中央小学校）
高橋 哲男（海星学院高校） 成田 收（道数協）
司 会 者 菊地 三郎（道数協） 清水 真人（札幌大通高校） 山田 美彦（釧路市大薬毛中学校）

第五分科会 理科教育

研究課題

- (1) 子どもが楽しみながら自然科学の基礎を着実に学ぶことができる授業をどのように創るか。
- (2) 子どもと教師の意欲を引き出す、わくわく実験やものづくり教材をどのように開発するか。
- (3) 「地域の自然」をどのように教材化するか。
- (4) 「自然科学教育が育てる学力」を身につけることができる教育課程をどのようにつくるか。

共同研究者 梅津 徹郎（北海道文教大学） 大野 栄三（北海道大学） 境 智洋（教育大釧路校）
田中 邦明（教育大函館校）
司会者 篠原 暁（沼田町教育委員会） 中山 裕一（根室市厚床中学校） 宗像 利忠（室蘭清水丘高校）

第六分科会 美術教育

研究課題

- (1) 子どもたちを取り巻く様々な状況・実態を明らかにし、美術教育によってどのような力を育ててゆかかを現場の実践を通して研究を深める
- (2) 子どもたちが楽しく主体的に制作や鑑賞を通して自己の感性を高め、作品づくりなどで達成感や心からの感動を味わうことができる教材や授業について研究する
- (3) 子どもたちの作品や鑑賞活動を通じ、美術が心身ともに健全な児童生徒を育成するために不可欠な科目であることを明らかにし、造形活動によって身に付く学力を確かめられる研究を推進する

共同研究者 十河 幸喜（江差高校） 上野 秀実（釧路江南高校） 茶谷 裕樹（美深町仁宇布中学校）
大崎 智尋（札幌白陵高校）

第七分科会 書教育

研究課題

- (1) 正しく美しい文字を書きたい、思いや感情を込めた文字表現をしたい、自己の存在を何らかの形で確かめたいという子どもたちへの指導・援助のあり方を考える
- (2) 真の意味での「生きる力」を、書写・書教育を通じて習得できるようにするための教材・課題選びについて考える
- (3) 子どもたちをとりまく今日の社会や教育の現状を検討し、子どもたちの「育ち」にあって、書教育がもつ可能性について検討する

共同研究者 野坂 武秀（音更高校） 伊丸岡 圭一（東川高校）
司会者 磯角 広一（苫小牧西高校）

第八分科会 音楽教育

研究課題

- (1) 音楽教育の問題点とその解決の方向性を明らかにする
- (2) 生きいきとした音楽の授業はどうしたらつくれるのか、そのための教材、子どもの見方、目標の設定と評価、授業方法を実践的に解明していく
- (3) 主体的な全校音楽文化活動のあり方とその実践づくり
- (4) 子どもの成長発達に即した音楽教育の展望を明らかにする
共同研究者 野村 公（元教育大岩見沢校） 石窪 満（中学校講師） 渡辺 健（札幌市白石小学校）
司 会 者 望月 俊哉（登別青嶺高校） 富田 暁美（旭川市永山小学校）

第九分科会 技術・職業教育

研究課題

- (1) 技術・職業教育をめぐる状況
① 生徒をとりまく状況（学習・生活・進路）
② 教育条件の整備と北海道の教育政策
③ 学校間・地域との連携
④ キャリア教育と技術・職業教育
- (2) 教育実践と学校づくり
① 中学校の教育実践（技術科）
② 高等学校の教育実践（専門学科）
③ 職業教育・職業訓練と学力保障
④ 学習指導要領の改訂と教育課程の編成
共同研究者 倉部 静雄（函館商業高校） 上原 慎一（北海道大学） 町井 輝久（元北海道大学）
司 会 者 樋上 諭（旭川工業高校） 工藤 英太郎（福島商業高校） 内糸 俊男（江差北中学校）

第十分科会 家庭科教育

研究課題

- (1) 総合的に学ぶ家庭科で子どもが主体となる学びをどうつくるか
① 子どもの生活の現状をどうとらえるか
- (2) 小・中・高の現状はどんなになっているか

第十一分科会 保健・体育教育

研究課題

- ③ 家庭科における子ども主体の学びをどうつくるか
② これからの家庭科教育

- ① 学習指導要領・教科書と家庭科
② 家庭科教育に関わる条件整備

共同研究者 青木 香保里(愛知教育大) 増渕 哲子(教育大札幌校) 伊槻 久美子(札幌白陵高校)
内藤 しをり(小清水高校)
司 会 者 日下 恵子(せたな町大成中学校) 福岡 あゆみ(滝川西高校)

《学校保健分散会》

- (1) 学校保健の実践的課題

- ① 子どもの健康・発達を保障する健康診断をどう創造していくか
② 健康認識をどう育てるか
③ 様々な発達課題に向き合う子ども・青年の自立をどう援助するか
④ 自主的な保健委員会活動をどう育てるか
⑤ 民主的な学校保健づくりと地域・父母との連携

- (2) 学校保健の現状と課題

- ① 子どもの健康・発達実態とその課題
② 健康診断、予防接種、スクールカウンセラー、特別支援教育のあり方、いじめ問題をめぐる状況の交流
③ 脱ゆとり教育・学力偏重主義が子どもたちに与える影響と課題
④ 学校保健をめぐる教育条件と養護教諭の権利問題の現状と課題
⑤ 全校配置・複数配置運動前進のための取り組み

《保健体育分散会》

- (1) 教育課程の編成と改善・充実

- (2) 保健体育の授業研究、実践交流と今後の課題

- ① 体育の授業実践の交流
② 保健(性教育を含む)の授業実践の交流
(3) 体育的行事の実践交流

共同研究者 大瀬 隆(札幌学院大学) 中島 義夫(中標津東小学校) 高松 葉子(旭川東高校)
國保 いずみ(平取小学校)

司 会 者 阿部 佳苗(白老東高校) 三野宮 公恵(猿払村浜鬼土別小学校) 中安 茂代(洞爺湖温泉小学校)

第十二分科会 総合学習・生活科

研究課題

- (1) 「総合」の授業づくりにおけるアプローチとその成果についての検討
- ① 学習者の要求(学びたいこと)と教師の要求(学ばせたいこと)の統一にどうとりくんだのか
- ② 目標設定における知識・技能・情意の統一にどうとりくんだのか
- ③ 子どもにどのような力がついたのでか、その検証はどのように行いうるのか
- (2) 「生活」の授業づくりにおけるアプローチとその成果についての検討―特に体験によって学ばれたことを、具体的に子どもの学習の成果から厳密に検証を図る

- (3) 総合・生活科と、学校づくりや教育課程との関係の在り方を探る
- (4) 総合・生活科と、施策の要求する「学力」と地域性との関係についての検討

共同研究者 荒井 眞一(北海道文教大学) 前田 賢次(教育大札幌校) 村越 含博(岩見沢市日の出小学校)
司 会 者 齋藤 秀昭(夕張市ゆうばり小学校) 内藤 修司(稚内東小学校)

第十三分科会 教育課程と子どもの学力評価

研究課題

- (1) 子ども・生徒の学力と発達の状態、小中学校における「全国学力・学習状況調査」の影響
- (2) 教育課程づくりのとりくみと課題
- (3) すべての子ども・生徒に確かな学力と発達を保障する、わかる授業と総合学習
- (4) 子ども・生徒の自治能力を育てる学級活動・部活動・生徒会活動など、それらを通じた学校づくり
- (5) 子どもたちの発達を保障する評価
- (6) 「道徳教育」押しつけの実態と、民主的人格をめざす道徳の実践

共同研究者 三上 勝夫(北海道文教大学) 松代 峰明(旭川南高校) 谷 光(DCI札幌)
司 会 者 中山 晴生(江差町南が丘小学校) 米家 直子(池田高校)

第十四分科会 学校と家庭の生活指導

研究課題

- (1) 北海道の各地域に見られる子どもの生活状況

第十五分科会 教育条件確立の運動

研究課題

- (1) 国と地方、地方自治体の教育予算の問題点と子ども・教育への影響
 - ① 義務教育費国庫負担金や就学援助費の削減、学校統廃合・学校現業職「委託化」・「道立学校支援室」設置とその影響、私学助成の抑制と実態など
 - ② 「貧困と格差」拡大が子ども・教育に及ぼす影響、「高校就学支援金制度」問題、給食費・教材費などの学校徴収金の実態など
 - (2) 教育費無償化、ゆきとどいた教育を求める運動の進め方
 - ① 三十人以下学級の実現、教職員定数増と労働条件の改善
 - ② 子どもの学習権と地域の教育を守る運動
 - ③ 子ども・青年の修学保障、私学助成の拡充など教育予算充実の運動
- 共同研究者 栗野 正紀(教育大札幌校) 岡部 敦(札幌大谷大学) 西山 正一(白糠小学校) 松野 修江(札幌東高校)
- 司会者 永島 敦史(枝幸小学校) 松井 聖司(小樽高等支援学校)

共同研究者 橋本 尚典(札幌市あいの里東中学校) 黒谷 和志(教育大旭川校) 瓜屋 讓(元小学校教員)

井上 大樹(北海道文教大学)

司会者 尾張 聡(有朋高校) 平本 佳也(帯広市大空小学校) 山田 守成(夕張高校)

第十六分科会 子ども、父母参加の学校づくり

研究課題

- (1) 子どもと学校、家族・家庭、地域の現状を、教育政策との関係を踏まえて、しっかりとつかむこと。

第十七分科会 地域における子育て・学習運動

研究課題

(1) 学校・地域における新たな動き

- ① 新自由主義(市場原理)に基づく教育体制の再編、効率主義の強化と格差の拡大(学校教育法、社会教育法の改定など)
 - ② 市町村合併と学校統廃合による教育施設の格差拡大
 - ③ 学校教育における学力と評価「地域の教育力」の問い直し
 - ④ 「子ども・子育て支援新制度」導入に伴う課題
- (2) 地域における子育ての共同をどう広げるか

① 子育てについての親たちの悩み

② 子育てと学校教育の接点をどうつくるか

③ 地域における子育てネットワークをどう広げるか

④ 地域における子育ての共同と公的支援

共同研究者 鈴木 敏正(札幌国際大学) 河野 和枝(北星学園大学) 大阪 祐二(名寄市立大学)

谷川 松芳(北翔大学) 若原 幸範(稚内北星学園大学)

司会者 志村 秀裕(子どもと教育・文化 道民の会) 沢村 紀子(さっぽろ子育てネットワーク)

- (2) 子ども、保護者と教職員、そして地域による学校づくりの実践交流をすること。
- (3) 教職員集団の実態を踏まえ、同僚性を高め、教育的力量をどのように高めようか。授業づくりや自治活動を中心としながら、教育活動と民主的學校づくりを共同的・創造的にすすめていくために何が必要かを明らかにすること。

(4) 学校づくりにおけるPTA、教職員組合、行政の役割をどうとらえ、その役割を發揮していくために何が必要かを明らかにすること。

- (5) 政治が教育に大きく介入する情勢の下、「日の丸・君が代通知」「情報提供制度」などの教職員と学校を上から縛る政策や、「教職員評価制度」「査定昇給制度」など教職員への管理統制が進められる中、これからの学校づくりの課題を明らかにすること。

(6) 地域の衰退と「子どもの貧困」が進む中、福祉的支援がある学校づくりの視点を明らかにすること

共同研究者 廣田 健(教育大釧路校) 西野 誠(比布中央小学校) 久保田 直子(元北星余市高校)

司会者 渡来 和夫(湧別高校) 高 一伸(猿払村拓心中学校)

第十八分科会 地域と学校の文化・スポーツ活動

研究課題

- (1) 政治や経済の動きが、文化・スポーツ活動にどのような影響を与えているのか。また、退廃文化の中の子どもたちの現状はどのようなになっているのか。
- (2) 地域における文化・スポーツ活動をどのように進めたか(演劇・合唱・読書・図書館・読み聞かせ・民族芸能・スポーツサークル・学童保育・地域の

(伝統行事など)。

- (3) 学校における文化的・体育的活動をどのように進めたか(学校行事・生徒会行事・部活動・学校図書館・読書活動など)。
(4) 地域の文化行事やスポーツ少年団の現状はどのようになっているのか。

共同研究者 桑原 清(教育大札幌校) 櫻井 幹二(札幌東豊高校)

司会者 荒井 到(講師 荒到夢形) 佐々木 一次(札幌市栄小学校)

第十九分科会 国民のための大学づくり

研究課題

- (1) 高大接続と大学改革の動向、それらが教育に及ぼす影響を明らかにする
- ① 高校教育と高校生の変化、大学教育への影響
- ② 大学入試制度改革の動向(「到達度テスト」、センター試験・個別試験の改革、受験産業の影響)
- ③ 安倍政権の下、グローバル企業への要求と経済政策への従属を強める大学政策の動向
- ④ 目標・評価と経営改革を通じた統制(「ガバナンス改革」)は、現場に何をもたらしているか
- ⑤ 教員養成・研修政策(教員養成・資格制度、免許更新制、教職大学院)の動向と問題点を解明する
- (2) 国民のための大学創造のとりくみ、実践的課題
- ① 科学者と大学の社会的責任―研究不正、東日本大震災・福島第一原発事故の教訓
- ② 誰もが学ぶことのできる高等教育の創造(奨学金・私学助成等の拡充、地域社会との連携)
- ③ 望ましい高大接続のあり方の探究(大学との関係を視野に入れた高校の学習・進路指導、高大連携)
- ④ 学生・教職員協働による研究・教育の創造
- ⑤ 学生の進路と社会的権利の保障
- ⑥ 教職員の賃金、健康、労働条件を守るとりくみ
- 共同研究者 姉崎 洋一(北海道大学) 光本 滋(北海道大学) 白木沢 旭児(北海道大学)
- 安宅 仁人(酪農学園大学) 片山 一義(札幌学院大学) 木戸口 正宏(教育大釧路校)
- 司会者 中川 大(教育大札幌校)

第二十分科会 障害児・障害者の教育と福祉

研究課題

- (1) 小学校・中学校における特別支援教育の実践と課題
- ① 通常学校における特別な支援や配慮の必要な子どもたちの教育の現状と課題
- ② 通級指導教室の教育の現状と課題

- ③ 障害児学級の教育の現状と課題
- (2) 障害児学校における教育実践と課題

- ① 乳幼児期から学齢期までの相談・保育・教育・福祉の現状と課題
- ② 訪問教育、医療的ケア、重度・重複障害児の教育の現状と課題
- ③ 寄宿舎教育の役割と教育実践
- ④ 「特別支援教育」の諸問題

- (3) 青年期における特別な支援や配慮の必要な子どもへの教育および就労・社会参加に関する現状と課題

- ① 高等養護学校の教育実践、進路保障、専攻科の課題
- ② 通常高等学校における特別な支援や配慮の必要な子どもへの教育の現状と課題
- ③ 寄宿舎教育の役割と教育実践
- ④ 自立支援法の問題点と自立を可能とする生活保障の問題
- ⑤ 卒業後の新たな取り組みの実践と課題

* 一日目は「障害者虐待防止法と地域づくり・学校づくり(仮)」でシンポジウムを行います。

共同研究者 岡山 英次(チャレンジキャンパスさつぽろ) 永島 宏人(北ひろしま福祉会法人本部)

戸田 竜也(教育大鈿路校) 村田 修(静内ペテカリの園) 二通 諭(札幌学院大学)

小淵 隆司(教育大鈿路校) 渡邊 悌(芽室西小学校) 北村 典幸(あかしあ労働福祉センター)

長沼 睦雄(北海道立緑ヶ丘病院)

司 会 者 西村 宏志(新篠津高等養護学校) 市橋 博子(鈿路養護学校) 菱木 淳一(夕張高等養護学校)

中川 雅人(平取養護学校) 小野島 直彦(新篠津高等養護学校) 杉田 文義(余市養護学校)

第二十一分科会 環境・公害と教育

研究課題

地域における自然・環境問題、学校・地域における自然保護教育・環境教育をみつめ、課題や問題点を科学的・総合的にとらえ、それに基づいて我々が何をなすべきかを問い、明らかにします。

- (1) 地域の自然・環境問題について、自然保護教育がどう行われ、子どもたちや地域住民にどう受け止められているのか、それぞれのとりくみについて交流し、課題を明らかにしましょう。生物多様性、外来種・生態系、希少種、自然の豊かさ、自然体験などをキーワードに討議を深めましょう。
- (2) 東日本大震災から三年半以上経過しました。今年は、局所的豪雨による土砂崩れで大きな被害が発生しています。災害↓被災↓復興と全国のあちこちで虚しい循環が繰り返されているように見受けられます。自然環境としなやかに共生しつつ地震や津波、豪雨などによる被害をいかにして軽減するかについて考えましょう。

- (3) 福島第一原発事故から三年半余り、事態は現在も全く収束しておらず、我々に大きな問題を投げかけ続けています。また、内部被曝による影響ではないかと疑われる事象も報告され始めています。深刻化する汚染水問題をどうするのか、原発の安定的な収束をどう行うのか、放射能汚染にどう対処する

第二十二分科会 平和・憲法、人権・民族と教育

のか、人類は原発と共存できるのか、原発に替わるエネルギーをどうするのか、これらの問題に正面から向き合い、議論しましょう。

(4) 地球温暖化による異常現象がよいよ具体的な形で表れてきたのか、そのほか熱帯林の減少などグローバルな環境問題は、学校・地域でどう取り上げられ実践されているのか、現状と課題を考えましょう。

(5) 運動や教育実践の中で、教師・研究者・地域住民の横の連携、ネットワークの現状は、どのようになっているのか。連携を深める仕組み作りや課題を明らかにしましょう。

共同研究者 江見 清治郎(元北海道大学) 寺島 一男(大雪と石狩の自然を守る会) 日下 哉(北海道自然エネルギー研究会)
 金澤 裕司(羅臼町教育委員会)
 司 会 者 三好 敬一(札幌西高校) 大浦 康宏(羅臼中学校)

《平和・憲法》

昨年十二月の「特定秘密保護法案の可決」、今夏七月の「集団的自衛権」の閣議決定と、「戦争のできる国づくり」が始まっています。この流れに私たちはどう立ち向かうのか。しっかりとした理論と状況判断が求められています。

また戦後六十九年をむかえ、私たちはこれまでの日本が作り上げてきた「文化としての平和」を構築し世界に広める時期を迎えています。実践と理論を学びあいましょう。

- (1) 「憲法改正を諦めた」現政権の狙いは何なのか。そしてそれに対する私たちの理論立てをどう進めていくのか。
- (2) 同時に憲法を守る運動をどのように展開していくのか。
- (3) 「文化としての平和」を地域や教育現場でどのように展開していくのか。

《人権・民族と教育》

- (1) アイヌ民族その他の民族的少数者が日本社会の中で直面している課題を明らかにし、その克服のすじみちを考えます。
- (2) アイヌ民族その他の民族的少数者の歴史と現状にかかわる課題を、教育実践としてどう取りあげたか、その成果を交流します。
- (3) 社会の中で、少数者であるために、差別・無視・排除など様々な「人権」侵害に遭遇している人々の例について理解を深め、「人権」感覚の深化と、つながり合う行動への契機を探ります。

共同研究者 鏡口 一哲(帯広農業高校) 神保 大地(自由法曹団) 内村 博(旅システム) 清水 愛砂(室蘭工業大学)
 原島 則夫(ほっかい新報) 小川 隆吉(アイヌ協会札幌支部顧問長老会議)
 清水 裕二(少数民族懇談会) 平田 剛士(フリーライター)
 司 会 者 菊池 俊造(高退教) 野上 徹哉(江別高校) 滝沢 正(北海道歴教協)

第二十三分科会 子ども・青年の発達と教育

研究課題

- (1) 子ども・家庭・学校・地域の現状を出し合い、その深い理解を図る。
 - ① 子どもの声・文章を持ち寄り、検討する。
 - ② 具体的事例から、分析、共有を図る。
- (2) 子ども・青年の生活と発達の保障・援助という観点からの報告と検討を総合的に行う。
 - ① 実践報告から、その分析・共有の中で、現代日本社会における子ども・青年の生活と発達について考える。
 - ② 学校以外での実践や活動の報告を受け、発達援助のあり方を総合的に検討する。
- (3) 子ども・青年の発達援助に関わる方々の困難と希望を話し合う。
 - ① 教師だけでなく、幅広い発達援助職の方々との交流と対話を通して連携・共同のあり方を深める。
 - ② 子ども・青年の発達と教育分科会の価値の再認識を図る。

共同研究者 富田 充保（札幌学院大学） 庄井 良信（教育大札幌校） 内島 貞雄（元教育大旭川校）
司 会 者 池田 考司（奈井江商業高校） 飛田 登美夫（元中学校教員） 吉田 圭子（札幌市新川西中学校）

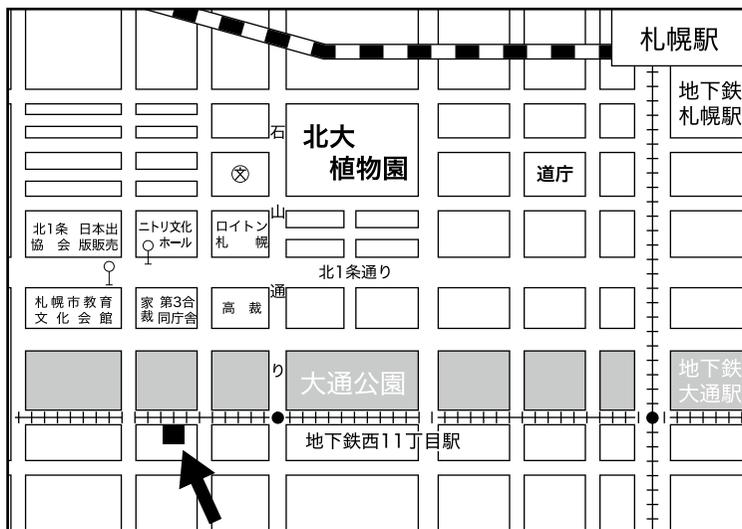
第二十四分科会 不登校・登校拒否・高校中退

研究課題

- (1) 不登校・登校拒否・高校中退・ひきこもりなどの現状について
 - ① 学校、地域の実態交流
 - ② 「経済格差」「学校の序列化」が子どもにもたらすこと
- (2) 不登校・登校拒否・高校中退・ひきこもりに、どのようにとりくんでいるか
 - ① 教育機関の柔軟な対応
 - ② 当事者、保護者のこれからの進路などについて
 - ③ 支援機関のとりくみを交流する
 - ④ 子ども、青年期以降の実態ととりくみについて
- (3) 私たちができることは何か
 - ① 公的支援の充実を求める活動
 - ② 家族支援と地域社会の理解を広める

共同研究者 田中 敦（北星学園大学付属高校「教育相談室」） 卜部 喜雄（高校教育研究所）
相馬 契太（北海道フリースクールネットワーク）
司 会 者 多田 和夫（元小学校教員） 新保 敦（旭川工業高校） 今堀 浩（北星学園余市高校）

会議・集会・学習会に最適、安くて便利な 北海道高等学校教職員センター



札幌市中央区大通り西12丁目

地下鉄東西線西11丁目駅下車 徒歩5分

申込みは…専用電話

011-271-3627

その気持ちをささえたい

子ども・先生・保護者の悩み相談
〈月～金曜日 13:30～16:30〉

TEL (011) 261-4152
FAX

メール相談も受付しています。
sodan@dokokyoso.jp

子どもたちのすこやかな成長を

北海道高等学校教職員センター附属教育研究所・相談所

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 北海道高等学校教職員センター

ホームページ

<http://sodan.xsrv.jp>



田井モータース(株)で安心な整備車検を!



田井モータース(株)は、川上企画の指定工場です。
保険加入者の方には車検時、エンジンオイル交換サービスを致します。
車検だけではなくちょっと擦ったり、凹んだりなどでお困りの時、お見積りは無料ですので是非お気軽にお問い合わせください。リサイクル部品でお安く修理出来ます!
タイヤ、カー用品なども格安にてご提供させていただきますので、ご相談ください♪



川上企画指定工場 / 札幌陸運局指定工場

車検整備・一般整備・板金塗装・各種自動車販売・各種ローン取り扱い

田井モータース株式会社

札幌市中央区北10条西21丁目11

電話 011-621-6569 fax 011-621-2367

ホームページアドレス <http://taimotors.jp/>

●信頼と実績の64年

教育版発刊39年

日刊教育版 / 日刊建設版発行



株式会社北海道通信社

取締役社長 松木 慶喜

本社 / 札幌市中央区北5条西6丁目(道通ビル) TEL222-3521 FAX222-3532
支社 / 東京・旭川・函館・釧路・帯広・岩見沢 支局 / 室蘭・網走・小樽・稚内・留萌・浦河・根室
・倶知安・江差
系列会社 / 北海道通信ビル(株)・北海道通信印刷(株)・北海道通信広告(株)
(株)北海道通信販売所・北海道通信商事(株)・道通ビル管理(株)

“いのちの平等”かかげて61年。

いつでも、どこでも、お金の心配なく医療や介護を受けられる社会をめざして。

北海道民主医療機関連合会 会長 堺 慎

札幌市北区北14条西3丁目1-12 電話011-758-4596

ホームページURL: <http://www.dominiren.gr.jp/>

みんないれん
民医連は、勤医協の病院・診療所をはじめ、保険薬局、介護・福祉事業所などで構成する連合会です。お困りの方は、気軽にご相談ください。

教職員の事故対応で25年の実績！！

教職員と家族の安心のために

全教自動車保険

「被害者救済・加害者保護」の事故対応！！

日々、子供と教育のために奮闘している教職員が、万一事故を起こしたとき、安心して教育活動に専念できるようにしたい。教職員の自動車保険として「被害者の救済と加害者保護」、「安心・迅速な事故解決」に取り組んでいます。

「教職員の身分を守る」事故対応！！

加害者となった加入者には、相手方への慰謝の念をつくすようアドバイスし、その加入者の思いが相手被害者に伝わるよう努めています。同時に、加入者の要望をふまえて、加入者・組合・代理店・損保会社・弁護士・専門家等で集团的に対策を協議し、早期の示談と検察庁への働きかけで起訴を回避することによって、教職員の身分を守っていきます。

「お車購入サポート制度」

信頼できるお近くの自動車ディーラーを紹介し、マイカー購入をサポートします。

「大口団体割引5%」

通常の団体割引と合わせ個人契約より約10%割安です。

大好評！！

ドライブレコーダーが当たる！GOGO
見積りキャンペーン実施中！！
(期間：平成26年4月から平成27年3月末まで)



お申込み、ご相談は！！

高教組・道教組・私教組指定代理店

(有)川上企画

TEL 0120-222-789

FAX 011-218-2472

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目4番78号 ウェスト12 1F

営業時間 平日9:00から17:30まで、土曜日9:00から12:00まで

— 引受保険会社：東京海上日動火災株式会社 —

子どもたちを中心にした豊かな 教育をめざそう!

平和を守り真実をつらぬく民主教育を!

当日、ポプラ書房には、教育問題・憲法問題・原発問題・慰安婦問題、若者の貧困等
多数書籍を用意しています。是非、お立ち寄りください。

〈民主書店〉 **ポプラ書房** 〒065-0012 札幌市東区北12条東2丁目3番2

☎ (011) 721-2135

Fax (011) 721-2136

より豊かなビジネス・暮らしのお手伝い

株式会社リヴィノールシステム

事務機器・事務用品・清掃業務全般・業務用食品・日用雑貨

損害保険代理店(日新火災・富士火災・損保ジャパン)

生命保険代理店(アメリカンファミリー生命保険会社)

〒007-0871 札幌市東区伏古11条1丁目1番15号 TEL 011-783-3544 FAX 011-784-7227

ニチドク

オフィス マシン ホスピタル
(各種事務機ノ整備ト販売)

ニチドク ジムキ カカ

ニチドク 事務機 株式会社

代表取締役 中原 信

〒001-0010 札幌市北区北10西1 (MCビル)

〒061-3202 石狩市花川南2条5丁目203

〒068-0827 岩見沢市春日町3丁目9番3号

TEL (011)736-0267 FAX (011)737-7662

TEL (0133)73-1711 FAX (0133)72-5551

TEL (0126)22-6100 FAX (0126)22-6101

ろうきんは、
ATMお引出し手数料を
即時、全額 キャッシュバック!



ATMお引出し手数料は

実質

0円



いいことあるね!

ろうきん以外のATMご利用の場合は、お引出し手数料は一口限から引当しませんが、即時に利用口座へ入ります。

使えるATMはこんなにも

銀行・信金・信組

※全国のMICS加盟の金融機関

ゆうちよ銀行

セブン銀行

(主な設置先: セブン・イレブン・イトーヨーカドー)

イオン銀行

(主な設置先: イオン・マックスバリュ・ミニストップなど)

たとえばこんなコンビニでも

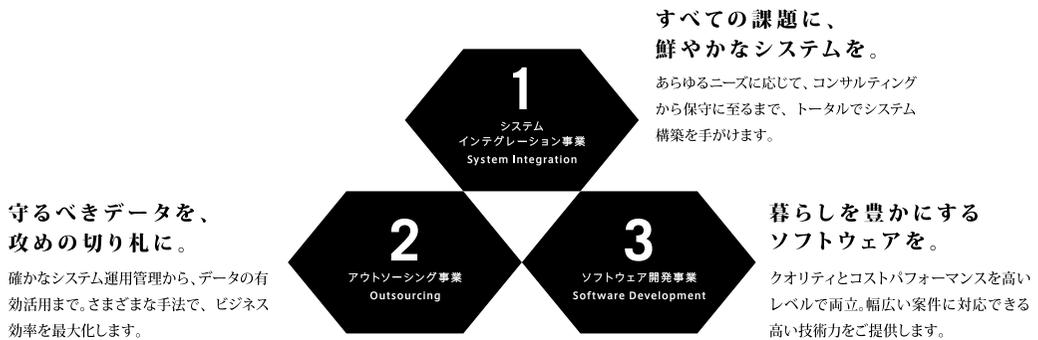
主な設置先	LAWSON								
運営会社									

※一部設置していない店舗や営業時間などにより、ご利用いただけない場合があります。ATMの設置場所および利用時間等については、各銀行および運営会社のホームページをご覧ください。

詳しくは店頭へお問い合わせください。ホームページでもろうきんの情報がご覧いただけます。



つながりあう3つの事業。



HBA Relation System

「IT」で「幸せ」に挑む。



www.hba.co.jp

株式会社HBA

- ・ 本社 〒060-0004 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8 TEL.011-231-8301
- ・ HBAシステムビル 〒060-0032 札幌市中央区北2条東7丁目84番地 TEL.011-232-7421
- ・ 東京支社 〒140-0002 品川区東品川4丁目10番13号KDX東品川ビル TEL.03-3450-7131
- ・ 関西ソリューションセンター 〒532-0003 大阪市淀川区宮原3丁目4番30号ニッセイ新大阪ビル14階 TEL.06-6393-1810
- ・ 営業所 旭川・北見・帯広・釧路・室蘭・稚内

北海道合同法律事務所

わたしたちは自由法曹団の伝統をうけつぐ地域密着型の事務所として、市民の皆様が抱える多様な法律問題の解決に取り組んでいます。心配事やもめごとは、1人で悩まず、16名の個性豊かな弁護士にご相談下さい。

●初回相談料無料(40分)

★夜間相談もあります
★予約をお願いします

北海道合同法律事務所

検索

〈札幌弁護士会会員(男12名、女4名)〉 1970年事務所創設。30代から80代までの弁護士が所属する北海道最大級の法律事務所

池田 賢太 石田 明義 内田 信也 小野寺信勝 香川 志野 川上 有 笹森 学 佐藤 哲之
佐藤 博文 中島 哲 長野 順一 橋本 祐樹 廣谷 陸男 三浦 桂子 山田 佳以 渡辺 達生

お問い合わせは **011-231-1888**

札幌市中央区大通西12丁目
北海道高等学校教職員センター5階

5000 アイテムの品揃えは道内最大級

大きな紙から
小さな紙まで
一枚からお買
い求め頂ける
紙専門店です



パンフレット
案内状など各
種見本からス
タッフがご相
談に応じます

(株)ペーパーショップサクマ

札幌市中央区南1条東4丁目(南大通り)

Tel 011(210)8401 Fax 011(210)8420

営業/平日 10:00-19:00/土曜 10:00-17:00/定休日 日曜・祝日
地下鉄東西線バスセンター前駅9番出口そば

全教共済

こころあたたまる
助け合い

総合共済

へご加入ください

月々**600円**で 魅力のお祝い給付

結婚・出産・結婚記念日の給付、他に
病気・災害・死亡給付も

北海道の教育



2013年 合同教育研究全道集会の集録

2014 北海道の教育

教育実践の集約と理論化

価格 1,000円

編集 合同教育研究全道集会実行委員会



きかんし印刷は

11月4日から

新社屋で営業開始いたします

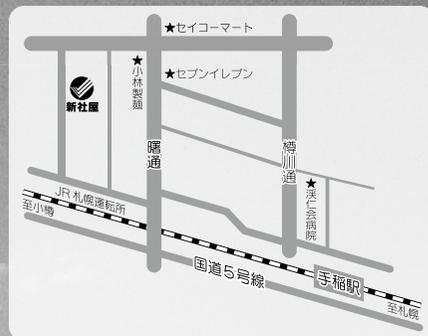
新社屋は手稲工業団地内

〒006-0832

札幌市手稲区曙2条3丁目2-34

TEL 011-686-6141

FAX 011-676-6684



あなたの『想い』を本に！

自伝・俳句・短歌・詩集・画集・写真集・旅行記など…お気軽にご相談ください。

TEL 011-686-6141 FAX 011-676-6684 E-mail: sales@hki.co.jp

株式会社北海道機関紙印刷所 www.hki.co.jp

申し込みは
11月30日まで



教職員がつくる教職員のための共済

全教共済だからできる

安心 充実 の保障

募 集 中

2014年度秋募集

共済期間

2015年1月1日～

2015年7月31日

生命共済と医療共済のセット加入をおすすめします。

26～40歳の人なら
月々1,805円で

5口5口
ゴーゴー
コース

(先進医療特約・傷害特約付)

入院1日5,000円
死亡500万円



生命共済5口 医療共済5口 (先進医療特約・傷害特約付)

入院1日目から	1日あたり5,000円
がん入院	1日あたり10,000円
手術見舞金	最高250,000円
一般傷害通院	1日あたり2,000円
死亡共済金(見舞金を含めて)	501万5,000円
交通事故死亡	751万5,000円
先進医療特約	技術料実額年間2,000万円限度

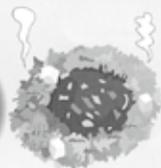
手軽に
はじめられる

3口3口
サンサン
コース



充実の!

10口10口
ジュウジュウ
コース



※詳しくは秋募集リーフをご覧ください

「なるぞうデコテープ」
プレゼント中

プレゼント対象期間 2014年4月～2015年3月

※対象は共済会によって異なります。



給付申請書は全教のホームページ (<http://www.zenkyo.biz>) から印刷することができます。

申し込み・問い合わせは 下記へ!!

全教共済

道教組共済会

〒060-0909 札幌市東区北9条東1丁目

北海道労働センター3F

TEL 011-742-0101

FAX 011-742-1001

専用電話 011-752-2929

全教共済

道高教組共済会

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目

高等学校教職員センター2F

TEL 011-271-4379

FAX 011-271-4383

フリーダイヤル 0120-271-437

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理念を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。日本の国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげて

この崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

〔戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認〕

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

〔基本的人権〕

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉〕

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重〕

第13条 すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他

の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔平等原則・貴族制度の否認・栄典の限界〕

第14条 すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的又は社会的関係において差別されない。

〔奴隷的拘束及び苦役からの自由〕

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

〔思想及び良心の自由〕

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信条の自由〕

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を公使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

〔居住・移転・職業選択の自由、外国居住・国籍離脱の自由〕

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕

第23条 学問の自由は、これを保障する。

〔生存権・国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〔教育を受ける権利と受けさせる義務〕

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔労働の権利・義務、労働条件の基準、児童酷使の禁止〕

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を

負う。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

〔労働者の団結権・団体交渉権その他団体行動権〕

第28条 労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

〔公の財産の用途制限〕

第29条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属していない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

〔憲法改正の発議・国民投票・公布〕

第96条 この憲法の改正は、各議員の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

② 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成するものとして、直ちにこれを公布する。

第10章 最高法規

〔基本的人権の由来特質〕

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、

現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

〔憲法の最高性と条約及び国際法規の尊厳〕

第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

〔憲法尊重擁護の義務〕

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

子どもの権利条約〔抜粋〕（1989年11月22日国連採択）

第3条（子どもの最善の利益）

1 子どもに関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、子どもの最善の利益が第一義的に考慮されるものとする。

第6条（生命への権利、生存・発達確保）

1 締約国は、すべての子どもが生命に対する固有の権利を有することを認める。

2 締約国は、子どもの生存及び発達を最大限可能な限り確保する。

第12条（意見表明権）

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある子どもがその子どもに影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、子どもの意見は、その子どもの年齢及び成熟度に従って正当に重視されるものとする。

第13条（表現・情報の自由）

1 子どもは、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

第14条（思想・良心・宗教の自由）

1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由について子どもの権利を尊重する。

第15条（結社・集会の自由）

1 締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての子どもの権利を認める。

第23条（障害児の権利）

1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する子どもが、その尊厳を確保し、自立を促進し、社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。

第27条（生活水準への権利）

1 締約国は、子どもの身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための十分な生活水準についてのすべての子どもの権利を認める。

第28条（教育への権利）

1 締約国は、教育への子どもの権利を認めるものとして、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に：（以下、省略）。

第29条（教育の目的）

1 締約国は、子どもの教育が次のことを指向すべきことに同意する。

(a) 子どもの人格、才能並びに精神的及び身体的な能力を本来可能性としてもつ最大限まで発達させること。

(b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。

(c) 子ども、その父母、子どもの文化的アイデンティティ、言語及び価値観、子どもの居住国及び出身国の国民的諸価値並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。

(d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び

宗教的集団間の並びに先住民である者の間の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために子どもに準備させること。

(e) 自然環境の尊重を育成すること。

第30条（少数者・先住民の子どもへの権利）

種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は先住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は先住民である子どもは、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

第31条（休息・余暇・遊び、文化的・芸術的生活への参加）

1 締約国は、休息及び余暇についての子どもの権利並びに子どもがその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。

* 政府訳を基本とし、部分的にユニセフ訳を採用しています。

* 政府訳の「児童」は、すべて「子ども」という表現におきかえています。

* 各条文の見だしは『10改訂ポケット版・子どもの権利ノート』（子どもの権利・教育・文化全国センター）に掲載されているものを採用しています。

「47教育基本法」(一九四七年三月三十一日公布施行)

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてみても個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第一条 (教育の目的) 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第二条 (教育の方針) 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

第三条 (教育の機会均等) すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって

教育上差別されない。

② 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

第四条 (義務教育) 国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

② 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。

第五条 (男女共学) 男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであって、教育上男女の共学は、認めなければならない。

第六条 (学校教育) 法律に定める学校は、公の性質をもつものであって、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

② 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

第七条 (社会教育) 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

② 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければ

ならない。

第八条 (政治教育) 良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

② 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

第九条 (宗教教育) 宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

② 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第一〇条 (教育行政) 教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。

② 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

十一条 (補則) この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。